

新規指定障害児通所支援事業者  
(令和2年1月1日指定)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

法人名	法人住所	事業所名	事業所住所	サービス種類1	サービス種類2	サービス種類3	サービス種類4	事業所番号	指定年月日
アートチャイルドケア株式会社	東京都品川区東品川一丁目3番10号	アートチャイルドケアSEDスクール学研奈良登美ヶ丘	生駒市鹿畑町16-2学研奈良登美ヶ丘駅構内1階南区画	児童発達支援				2950361689	令和2年1月1日
一般社団法人大和伸進会	奈良市大宮町一丁目1番32号奈良交通第3ビル2階	児童発達支援てんしんらんまん	香芝市下田西1-10-28	児童発達支援	放課後等デイサービス			2951861661	令和2年1月1日
株式会社AYUMO	橿原市内膳町二丁目8番36号	おみそ	橿原市内膳町二丁目8番36号	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援		2951261672	令和2年1月1日
社会福祉法人ぬくもり	天理市檜垣町743番地の1	放課後等デイサービスならていぶ	天理市檜垣町743番地の1	放課後等デイサービス				2950971768	令和2年1月1日